

被扶養者資格確認調査のQ&A

	Q	A
1	3月末に被扶養者認定を受けたが、また書類を提出しなくてはならないのか？	調査対象者は7月2日現在で抽出し、4月1日以降に認定した方は除いてリスト化しておりますが、3月に認定された方に関しましては、今回の調査の対象となります。短期間での再提出のご依頼となり、ご負担をおかけいたしますがご協力をお願いいたします。
2	昨年書類を提出したが、状況が変わっていない場合でも、また提出する必要があるのか？	監督官庁からの指導もあり、状況が変わっていないのかも含め、調査する必要があります。また、状況が変わっても届出がない方もいらっしゃるため、ご提出をお願いいたします。
3	調査票の記入を間違えた。訂正はどうしたらよいか？	被保険者の方が記入すべきところは、修正液や二重線のみでの訂正ではなく、二重線を引いた後、ご本人の印で訂正をお願いいたします。
4	調査票を紛失したがどうしたらよいか？	所属事業所の健保組合担当者へ、紛失したを旨申し出ていただきますようお願いいたします。（事業所に予備があります）
5	非課税分の収入の記入は必要か？	健康保険法での収入は課税・非課税を問わず恒常的に受けられるものすべてとなっています。そのため、所得税法上は非課税である遺族年金・障害年金・給与所得者の通勤費の非課税分等も記入していただくようお願いいたします。
6	8月は無職だが6月に短期のアルバイトに行った。そのような場合どのように書けばよいか？	6月の収入額欄にご記入いただき、調査票の備考欄に短期のパートに行った旨のご記入をお願いいたします。
7	年金が数ヵ月分まとめて振り込まれたが、どのように記入すればよいか？	実際に振り込まれた月に、振り込まれた全額をご記入ください。初回振込み等で3ヵ月分以上あるときは備考欄にその旨のご記入をお願いいたします。
8	調査票の記入日は、実際に記入した日付と提出する日付のどちらを書けばよいか？	実際に記入した日付でお願いいたします。
9	以前の調査では、住民票や所得証明書の添付をしたが、今回は必要ないか？	皆様の負担軽減のため、住民票や所得証明書の添付を不要とし、調査票にご自身で前年收入を記入していただくこととしました。健保組合にて内容を確認後必要と判断した場合は追加で書類をいただく予定です。また、マイナンバー情報連携により自治体から情報を得る場合もあります。
10	調査票の調査対象者の平成31年1月1日現在の住民票住所はなぜ必要か？	マイナンバー情報連携により収入確認をする場合、平成31年1月1日に住民票のあった自治体に依頼しますので、ご記入をお願いいたします。
11	別居をしている際、仕送りの証明書類は何が必要か？	調査対象者に生活費を送金した際の振込票の写しや通帳の写し、現金書留の控えの写しを頂いております。他にも、調査対象者の家賃や公共料金等を被保険者の金融機関口座より支払っている場合は仕送りに含みますので、それらが確認できる書類をお願いします。なお、現金を手渡しで渡しているという場合は、それを証明する書類がない為、申し訳ありませんが仕送りとして認めることができませんのでご注意ください。
12	雇用保険の給付金や出産手当金、傷病手当金などをもらっていた月があるが、添付書類は必要か？	金額・支給期間の確認をするため、雇用保険受給資格者証の裏表の写しの提出をお願いします。傷病手当や出産手当金についても、支給決定通知書等の添付をお願いします。受給金額は振込のあった、それぞれの月のその他の収入欄にご記入をお願いいたします。